経済産業省

20230710資第3号令和5年7月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

電気特定小売供給約款以外 の供給条件認可申請書

2023年7月10日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販運第76号 2023年7月10日

経済産業大臣 西村康稔 殿

広島県広島市中区小町4番33号中 国 電 力 株 式 会 社 代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日および 実施期間	「料金その他の供給条件の内容」 の各項によります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

2023年7月7日からの大雨に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県出雲市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域(2023年7月7日からの大雨により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む)において被災されたお客さまから申出があった場合には、電気特定小売供給約款(2023年5月19日認可。以下「電気特定小売供給約款」という。当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は変更後の電気特定小売供給約款をいう。)以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

- 1. 被災されたお客さまの2023年6月(支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限る)、2023年7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長する。
- 2. 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月に限り、電気料金を免除する。
- 3. 電気特定小売供給約款の従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力、 農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため、復旧までに一時使用不能となっ たものについては、2024年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を 免除する。

添付 書類

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2023年7月7日からの大雨に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、 又は受けるおそれが生じていることから、島根県出雲市に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域(2023年7月7日からの大雨により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む)において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請します。

記

- ・災害救助法適用地域 (島根県) 出雲市
- ・上記災害救助法適用地域に隣接する地域(島根県)松江市、大田市、雲南市、飯石郡飯南町

以上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営 業 運 第 1 号 令和 5 年 7 月 10 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘 社長執行役員 池 辺 和 弘

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	回上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和5年7月7日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまが被災し、令和5年7月10日、佐賀県および大分県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村(令和5年7月10日以降、令和5年7月7日からの大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和5年6月(支払期日が7月8日以降となるものに限る。), 7月,8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

(実施期間満了日:令和5年11月 [満了日は検針日等により相違])

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、 被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除す る。

(実施期間満了日:令和6年2月「満了日は検針日等により相違」)

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を 廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、 その工事費負担金を免除する。

(実施期間満了日:令和6年1月末日)

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備,契約電流,契約容量または契約電力が,被災時の需給契約の契約負荷設備,契約電流,契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後,臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、 その申込みが令和6年1月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。 (実施期間満了日:令和6年1月末日)

5. 被災されたお客さま(契約種別が従量電灯C, 臨時電灯C, 公衆街路灯B, 低圧電力, 臨時電力, 農事用電力のお客さまに限る。)で, 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては, 令和6年1月末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日:令和6年1月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日:令和6年1月末日)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令 第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和5年7月7日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまが被災し、 令和5年7月10日、佐賀県および大分県の一部地域に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村(令和5年7月10日以降、令和5年7月7日からの大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

佐賀県 佐賀市, 唐津市, 伊万里市

大分県 中津市, 日田市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県 大川市,柳川市,糸島市,福岡市,築上郡築上町, 築上郡吉富町,築上郡上毛町,豊前市,京都郡みやこ町, 田川郡添田町,朝倉郡東峰村,朝倉市,うきは市,八女市

佐賀県 神埼市,小城市,多久市,武雄市,西松浦郡有田町, 東松浦郡玄海町

長崎県 松浦市, 佐世保市

大分県 宇佐市, 玖珠郡玖珠町

熊本県 山鹿市, 菊池市, 阿蘇市, 阿蘇郡小国町, 阿蘇郡南小国町

以上

経済産業省

20230710資第6号 令和5年7月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

2023年7月10日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

ネ サ 運 第 1 0 7 号 2 0 2 3 年 7 月 1 0 日

経済産業大臣

西 村 康 稔 殿

広島市中区小町4番33号 中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役 長谷川宏之

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給	i O	種	類	接	続	供	給	備考
	氏名	(名》	陈)	別紙に言	己載のとま	らりであり	ります。	
供給の	住		所		同	上		
相手方	受給	受電	場所		同	上		
	場所	供給	場所		同	上		
供	給	電	力		同	上		
供	給	電	圧		同	上		
電気力	式及	び周沿	皮数		同	上		
料金その	他の供給	給条件の	内容		同	上		
供給開始	年月日	及び有効	期間		同	上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2023 年7月7日からの大雨に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県出雲市に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域(2023 年7月7日からの大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、託送供給等約款(2023年1月27日認可。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。)以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

- 1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、 臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の 2023 年 6 月(支払期日が 災害救助法適用日以降となるものに限る。)、7 月、8 月および 9 月料金計算分の料金 算定日を、託送供給等約款 18(料金)の規定にかかわらず、各々1 か月間延長する。
- 2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18 (料金)の規定にかかわらず、 当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続 送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の 料金計算月から6か月間に限り、免除する。
- 3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款68(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- 4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20 (臨時接続送電サービス) の申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 1 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 71 (臨時工事費) の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため 復旧まで一時使用不能となったものについては、託送供給等約款 18 (料金)の規定 にかかわらず、2024 年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電 サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サー ビス料金を免除する。
- 6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを2024年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61(引込線の接続)、62(計量器等の取付け)および63(通信設備等の施設)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

以上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2023年7月7日からの大雨に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受

け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県出雲市に災害救助法が適用されま

した。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域(2023年6月29

日からの大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加され

た市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。) において被災された

電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第

2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例

認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

島根県:出雲市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

島根県:松江市、大田市、雲南市、飯石郡飯南町

以上

託送供給等特例認可申請書

契託制第 1 号 2023年 7 月 10 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供	給(カ	種類	接	続	供	給	備	考
		氏名	(名称)	別紙は	こ記載のとは	おりであり	ります。		
# 经 (の相手方	住	所		司	上			
	ク作子刀	受 給	受電場所		司	上			
		場所	供給場所		同	上			
供	給	電	力		同	上			
供	給	電	圧		司	上			
電気	方式	及び	周 波 数		同	上			
料金	その他の(共給条	件の内容		司	上			
供給別	見始年月 日	日及び	有効期間		同	上	·		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和5年7月7日からの大雨による災害により,2023年7月10日,佐賀県, 大分県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村(2023年7月10日以降、令和5年7月7日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1.被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金,臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年6月(支払期日が7月8日以降となるものに限る。),7月,8月および9月料金計算分の料金算定日を,託送供給等約款(2023年4月1日実施。以下「託送約款」という。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は,変更後の託送約款をいう。)18(料金)の規定にかかわらず,各々1か月延長する。

(有効期間満了日:2023年11月〔満了日は検針日等により相違〕)

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から 引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款18(料金)の規 定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続 送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料 金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、 免除する。

(有効期間満了日:2024年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から 引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要 者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該 供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2024 年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点に かかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款69(供給地点への 供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除 する。

(有効期間満了日:2024年1月末日)

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれたときは、託送約款72(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日:2024年1月末日)

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において,電気設備が 災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて,託送約款18(料 金)の規定にかかわらず,2024年1月末日までの間は,その使用不能設備 に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本 料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日:2024年1月末日)

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61(引込線の接続)、62(計量器等の取

付け)(5),63(通信設備の施設)(6)および65(電流制限器等の取付け) (3)の規定にかかわらず,原則として,その初回の工事に要した費用を免除 する。

(有効期間満了日:2024年1月末日)

7. 供給電力,供給電圧,電気方式および周波数その他の事項については, 託送約款によるものとする。

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業)	法施行規	則第20条	第1号)				
託送供給等	等約款以	人外の供着	治条件に	こよる託	送供給等	を必要と	する理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和5年7月7日からの大雨による災害により,2023年7月10日,佐賀県, 大分県の一部地域に災害救助法が適用されました。

このため、下記の災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村 (2023年7月10日以降、令和5年7月7日からの大雨による災害により災害 救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含みます。)において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

佐賀県 佐賀市, 唐津市, 伊万里市 大分県 中津市, 日田市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県 福岡市,柳川市,八女市,大川市,豊前市,うきは市,朝倉市,糸島市,朝倉郡東峰村,田川郡添田町,京都郡みやこ町,築上郡吉富町・上毛町・築上町

佐賀県 多久市,武雄市,小城市,神埼市,東松浦郡玄海町, 西松浦郡有田町

長崎県 佐世保市,松浦市

熊本県 山鹿市, 菊池市, 阿蘇市, 阿蘇郡南小国町・小国町

大分県 宇佐市, 玖珠郡玖珠町

以上

経済産業省

20230710資第4号 令和5年7月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

2023年7月10日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

ネサ運第108号2023年7月10日

経済産業大臣

西 村 康 稔 殿

広島市中区小町4番33号 中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役 長 長 谷川宏 之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2023 年7月7日からの大雨に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県出雲市に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域(2023 年7月7日からの大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる最終保障供給について、被災されたお客さまから申出があった場合には、電気最終保障供給約款(2023 年3月9日届出。以下「最終保障供給約款」という。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいう。)以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

- 1. 被災されたお客さまの 2023 年 6 月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、7 月、8 月および 9 月料金計算分の電気料金の支払期日を、各々 1 か月間延長する。
- 2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。
- 4. 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 5. 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったもの については、2024 年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を

免除する。

- 6. お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の 取付位置の変更の申込みを2024年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法 が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を 免除する。
- 7. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以上

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による

最終保障供給を必要とする理由

2023 年7月7日からの大雨に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を

受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県出雲市に災害救助法が適用され

ました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域(2023年7月

7日からの大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加さ

れた市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)において被災され

た最終保障供給約款の適用を受けるお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし

書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請

するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

島根県:出雲市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

島根県:松江市、大田市、雲南市、飯石郡飯南町

以 上

最終保障供給特例承認申請書

契託制第 2 号 2023年 7 月 10 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及び実施期間	同 上

別紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和5年7月7日からの大雨による災害により,2023年7月10日,佐賀県, 大分県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため,災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村(2023年7月10日以降,令和5年7月7日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は,当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)において,被災された電気最終保障供給約款(2023年4月1日実施。当該電気最終保障供給約款が届出により変更された場合は,変更後の電気最終保障供給約款をいう。)の適用を受けるお客さまから申出があった場合には,次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの2023年6月(支払期日が7月8日以降となるものに限る。),7月,8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を 各々1か月間延長する。

(実施期間満了日:2023年11月〔満了日は検針日等により相違〕)

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

(実施期間満了日:2024年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず 需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、そ の申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次 のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

(実施期間満了日:2024年1月末日)

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること

- (2) 負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の負荷設備または契約電力をこえないこと
- 4. 被災されたお客さまが被災後,契約使用期間が1年未満となる電気の使用の申込みを2024年1月末日までに行なった場合で、お客さまのために新たに施設された供給設備を契約使用期間に限って利用されるときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日:2024年1月末日)

5. 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2024年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日:2024年1月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日:2024年1月末日)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気	事	業法	施行	亍規	則第	第28	条第	§ 1	L	号))

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和5年7月7日からの大雨による災害により,2023年7月10日,佐賀県, 大分県の一部地域に災害救助法が適用されました。

このため、下記の災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村 (2023年7月10日以降、令和5年7月7日からの大雨による災害により災害 救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含みます。)において被災された お客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

佐賀県 佐賀市, 唐津市, 伊万里市 大分県 中津市, 日田市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県 福岡市,柳川市,八女市,大川市,豊前市,うきは市,朝倉市,糸島市,朝倉郡東峰村,田川郡添田町,京都郡みやこ町,築上郡吉富町・上毛町・築上町

佐賀県 多久市,武雄市,小城市,神埼市,東松浦郡玄海町, 西松浦郡有田町

長崎県 佐世保市,松浦市

熊本県 山鹿市, 菊池市, 阿蘇市, 阿蘇郡南小国町・小国町

大分県 宇佐市, 玖珠郡玖珠町

以上

20230710資第15号 令和5年7月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第8号の規 定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等 供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島等供給特例承認申請書

契託制第 3 号 2023年7月10日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及び実施期間	同 上

別紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

令和5年7月7日からの大雨による災害により,2023年7月10日,佐賀県, 大分県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村(2023年7月10日以降、令和5年7月7日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)のうち離島等供給約款(2023年4月1日実施。当該離島等供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款をいう。)が適用される地域において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの2023年6月(支払期日が7月8日以降となるものに限る。),7月,8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を 各々1か月間延長する。

(実施期間満了日:2023年11月〔満了日は検針日等により相違〕)

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

(実施期間満了日:2024年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず 需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、そ の申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次 のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

(実施期間満了日:2024年1月末日)

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備,契約電流,契約容量または契約電力が,被災時の需給契約の契約負荷設備,契約電流,契約容量または契約電力をこえないこと
- 4. 被災されたお客さまが被災後,臨時電灯,臨時電力または臨時電力 I の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年 1 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日:2024年1月末日)

5. 被災されたお客さま(ただし、低圧で供給する場合は、契約種別が従量電灯C、季時別電灯、高負荷率型電灯、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、低圧季時別電力、臨時電力、農事用電力、深夜電力〔防霜用〕、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、深夜電力または第2深夜電力のお客さまに限る。)で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2024年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日:2024年1月末日)

6.被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日:2024年1月末日)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

令和5年7月7日からの大雨による災害により,2023年7月10日,佐賀県, 大分県の一部地域に災害救助法が適用されました。

このため、下記の災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村 (2023年7月10日以降、令和5年7月7日からの大雨による災害により災害 救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含みます。)において被災されたお客さまに対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき、離島 等供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

佐賀県 佐賀市, 唐津市, 伊万里市 大分県 中津市, 日田市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県 福岡市,柳川市,八女市,大川市,豊前市,うきは市,朝倉市,糸島市,朝倉郡東峰村,田川郡添田町,京都郡みやこ町,築上郡吉富町・上毛町・築上町

佐賀県 多久市,武雄市,小城市,神埼市,東松浦郡玄海町, 西松浦郡有田町

長崎県 佐世保市,松浦市

熊本県 山鹿市, 菊池市, 阿蘇市, 阿蘇郡南小国町・小国町

大分県 宇佐市, 玖珠郡玖珠町

以上

20230711電委第1号 年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について(回答)

令和5年7月11日付け20230710資第3号により、貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

2 0 2 3 0 7 1 1 電委第 3 号 令 和 5 年 7 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について(回答)

令和5年7月11日付け20230710資第6号により貴職から当委員会 に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可す ることに異存はありません。

2 0 2 3 0 7 1 1 電委第 2 号 令 和 5 年 7 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について(回答)

令和5年7月11日付け20230710資第4号により貴職から当委員会 に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認 することに異存はありません。

20230704電委第4号 令和 5 年 7 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について(回答)

令和5年7月4日付け20230703資第16号により貴職から当委員会 に意見を求められた離島等供給約款以外の供給条件の承認については、承認す ることに異存はありません。